

「吹田カメの子会」 会 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、「吹田カメの子会」と称し、事務所は会長又は会員の役員宅か会社に置く。

(目 的)

第2条 本会は、走る事により健康な体力づくりを目的とする同好者を以て組織し、会員相互の親睦を図り、健全な身体と精神を養うことを目的とする。

(活 動)

第3条 本会は、次の活動を行う。

- (1) 練習会及び講習会
- (2) 会員相互の親睦会
- (3) 本会主催による大会の開催
- (4) 他の走友会との交流・協力を図る
- (5) 各種競技会に参加（個人参加を含む）

(会員の資格)

第4条 本会は以下の者を会員とする

- (1) この会の目的に賛同し、積極的に活動に参加できる者
- (2) 当年度の会費を納入した者
- (3) その他本会が認めた者

(会 議)

第5条 本会に、次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総会の成立、議決)

第6条 総会は全会員をもって構成され、委任状を含む過半数の出席で成立する。

2 総会の議事は、出席会員の過半数の同意にて決する。

(役 員)

第7条 本会には、次の役員をおく

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 総 務 | 若干名 |
| (5) 会 計 | 1名 |
| (6) 幹 事 | 若干名 |
| (7) 会計監査 | 2名 |

(役員を選出及び任期)

第8条 役員は、総会に於いて互選し、その任期は2年とし再任を妨げない。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、場合によっては会長の仕事を代行する。
- (3) 事務局長は、会長の指示により、会の運営に当たる。
- (4) 総務は、会長の指示により、会務の処理に当たる。
- (5) 会計は、会長の指示により、会計事務を司る。
- (6) 幹事は、会務の遂行に必要な事項を審議し、連絡調整にあたる。
- (7) 会計監査は、当該年度の会計監査を行い、その結果を総会に報告する。

(顧問及び参加)

第10条 本会に、顧問及び参加をおく事が出来る。

- 2 顧問及び参加は、役員会で決定し総会の承認を得る。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(経費)

第12条 本会の経費は、会員からの会費、寄付金、その他収入をもって賄う。

(会費)

第13条 本会の会費は年会費2,000円とする。

(会則の改定)

第14条 本会の会則の改定は総会の承認を必要とする。

(附則)

- 1 本会則の一部改定は、平成18年4月9日より実施する
- 2 本会則の一部改定は、平成23年4月17日より実施する。

会則第13条（会費）の取扱いに関する細則

1 会費の納入期限について

- (1) 会費は、原則として4月中に納入する。
- (2) やむを得ず納入できなかった場合は、その旨を会計担当役員に連絡の上、できるだけ早い時期に納入する。

2 休会者の取扱いについて

- (1) 休会の申し出があった場合は、退会扱いとし、休会は認めない。
- (2) 再び入会の申し出があれば、当年度分より会費を徴収する。

3 会費未納者の取扱いについて

- (1) 1年間に亘って会費未納があれば、退会者として取り扱う。

4 中途入会者の取扱いについて

- (1) 年度の中途での入会者の会費は、9月までの入会者については、年会費全額徴収するものとし、10月以降の入会者は半額の徴収とする。

5 その他

- (1) 上記各号に適合しない場合については会計担当役員に一任する。
この場合、会計担当役員は役員会に報告し、決裁を得るものとする。

(附 則)

- 1 この細則は、平成18年4月9日より実施する
- 2 この細則の一部改定は、平成23年4月17日より実施する。